

令和4年7月29日 改訂

飲酒運転防止管理規定

株式会社 天野産業



第1条 (目的)

令和4年10月1日法令改正により天野産業の役員を含む従業員を対象に、社用車を使用して業務を行う方へのアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認、及び記録の保存の義務を遵守する。

第2条 (厳守事項)

- 1・始業前、呼気検査を行う義務がある。0.15mg以下は問わないものとする。
- 2・酒席を伴う接待の場合は、車を使用せず、公共交通機関・タクシーを使用すること。
 - ・職場から自宅に帰るまで業務の一貫として捉え、飲酒はしないよう務めること。
- 3・勤務時間外に飲酒をする場合、業務に影響を及ぼさない適正飲酒に務める。
 - ・従業員は目安として就業8時間前以降又は、早出の前日は飲酒してはならない。

第3条（アルコール異常が検知された場合）

1・運行する前に安全運転管理者または、副管理者立会いのもと再検査を行う。

（再検査までの間は社用車の運転を禁止する）

2・再検査後無検知の場合、通常運行を認める。

3・再検査後異常検知の場合、運転業務を認めず代替業務を計る。

4・早出の際の異常検知の場合、公休・有給を問わず所属長が代替業務を行うものとする。

第4条（是正・処置対象）

1・始業前検査にてアルコール異常が検知された場合は、1度目はいかなる理由でも

本社にて嚴重注意とする。

2・全項の記述に反した場合、就業規則第86条（懲戒の種類、程度）及び第87条（懲戒事由）

の規定に基づき懲戒処分の対象とする。